

---

NCB

# 遺言信託

---



# 相続をスムーズにする 「遺言」は家族への思いやりです

誰もが、遺産相続が円満に行われることを願っています。

ところが、いざ相続が発生したとき、家族間の協議などに多くの手間がかかったり、思わぬトラブルが発生したりすることは、少なくありません。

遺言書がない場合には、相続財産の分け方を決める遺産分割協議が必要です。しかし、どうしても協議がまとまらない場合には、家庭裁判所に調停を申し立てるケースもあります。遺言書は、遺された家族がこうした思わぬトラブルに巻き込まれることを防ぐ、重要な役割を果たします。「遺言」は、遺された家族への思いやりなのです。遺言書を通して自身の思いを伝えることを考えてみてはいかがでしょうか。

「NCB 遺言信託」はお客さまの立場に立って、じっくりとご相談にお応えし、遺言書の作成、保管、遺言の執行まで、一貫してお手伝いさせていただきます。

## このような方に遺言信託をおすすめします

### 円満かつ円滑に相続させたい

- 家族に相続手続きで苦勞をさせたくない。
- 配偶者や子供たちに引き継ぐ遺産を決めておきたい。
- 夫婦に子供がなく親もいないので、全財産を配偶者に遺したい。

### ご家族の実情に配慮して遺産分割をしたい

- 会社を継がせる長男に株式の大半を遺したい。
- 老後の面倒をみてくれる子供に多く遺したい。

### 相続人以外の方や団体に遺したい

- 世話になっている長男の嫁にも少し遺したい。
- 社会貢献のために、公共法人に寄付したい。
- 法定相続人ではない孫にも遺したい。



## 遺言でできること

**遺言では以下のようなことができます。**

※当行がお引き受けできる遺言執行の範囲は、法律により財産に関するものに限られます。

### 財産の処分に関すること

- ・ 第三者への財産の遺贈
- ・ 寄付（社会福祉法人、社会貢献団体など）

### 相続に関すること

- ・ 法定相続分と異なる相続分の指定
- ・ 遺産分割方法の指定（どの財産をどの相続人に）
- ・ 遺言執行者\*の指定

\* 遺言書の内容を実現する者を、遺言執行者といいます。

〈NCB遺言信託〉は、お客さまが作成された遺言書の内容を、弊行が遺言執行者として遺されたご家族に代わって実現いたします。

### 身分に関すること（NCB遺言信託ではお引き受けしていません）

- ・ 子の認知
- ・ 法定相続人の廃除、またはその取消
- ・ 未成年後見人および未成年後見監督人の指定 等

## 遺言の方式

民法が認める遺言の方式のなかでは、一般的に「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」がよく使われます。相続人間のトラブルを避け、確実に財産を承継させるには、「公正証書遺言」が優れています。

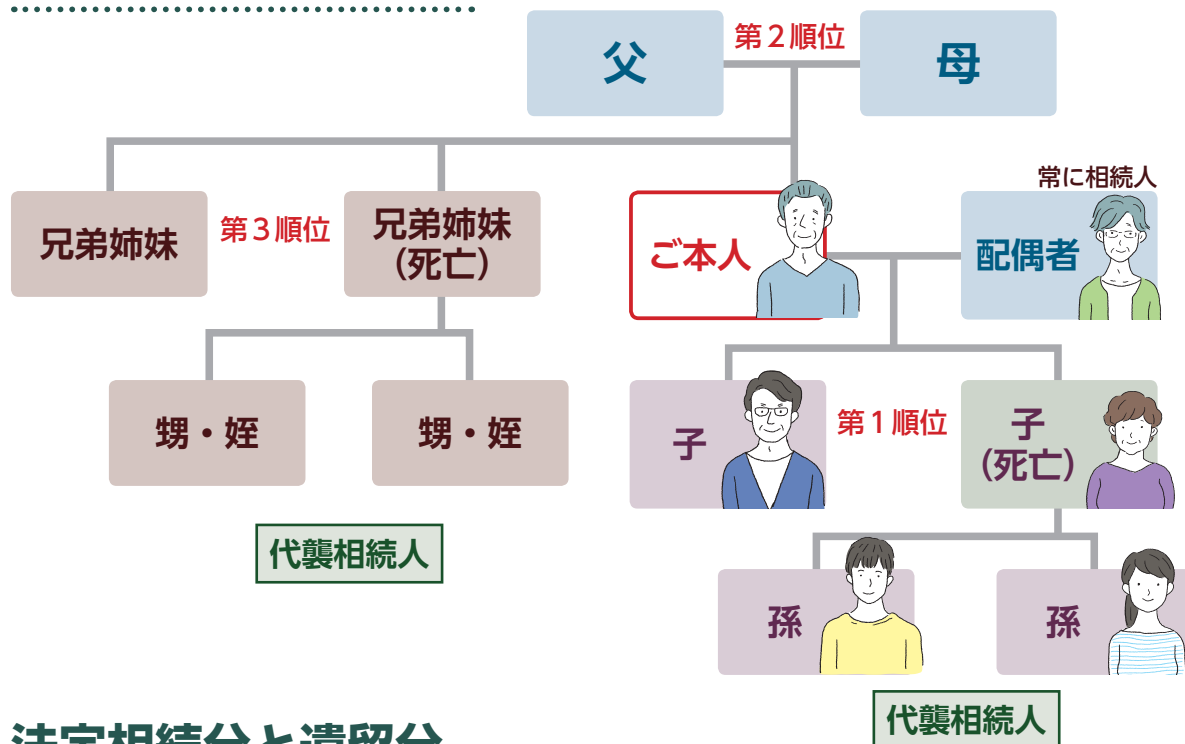
	公正証書遺言	自筆証書遺言	
		自宅保管	法務局保管(※1)
作成方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>公証役場で証人2名の立会いのもと、遺言の内容を公証人に口授し、公証人が遺言書を作成します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全文と日付、氏名をすべて自書し、押印します。 ※ただし、財産目録はワープロ等での作成可能です。 (各ページに氏名の自署と捺印が必要となります)</li> </ul>	
検認(※2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>相続発生時、家庭裁判所での「検認」は不要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相続発生時、家庭裁判所での「検認」が必要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相続発生時、家庭裁判所での「検認」は不要です。</li> </ul>
長所	<ul style="list-style-type: none"> <li>公証人が作成するので内容が明確となり、無効になるおそれがほとんどありません。</li> <li>原本が公証役場に保管されるため、偽造、変造、紛失、隠匿の心配がありません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>費用がかからず、作成が容易です。</li> <li>誰にも知られずに作成できます。</li> <li>書き換えが容易にできます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原本が法務局に保管されるため、偽造、変造、紛失、隠匿の心配がありません。</li> </ul>
短所	<ul style="list-style-type: none"> <li>作成に費用がかかります。</li> <li>証人が必要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>内容が不明確になりがちで、後日トラブルが起きる可能性があります。</li> <li>形式の不備により無効になるおそれがあります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保管手数料等がかかります。</li> <li>法務局は遺言書を外形的に確認するのみです。遺言書の内容や遺言能力の有無の確認は行いません。</li> </ul>

※1 民法改正により、法務局における自筆証書遺言の保管制度が創設されました。  
(2020年7月10日施行予定)

※2 検認とは、遺言書の変造や隠匿を防ぐために遺言の現状を確認するとともに、証拠を保全するための手続きです。遺言書保管者等が相続の開始を知った後、遅滞なく遺言書を家庭裁判所に開封せずに提出することが必要になります。

# 法定相続人と法定相続分

## 法定相続人の順位



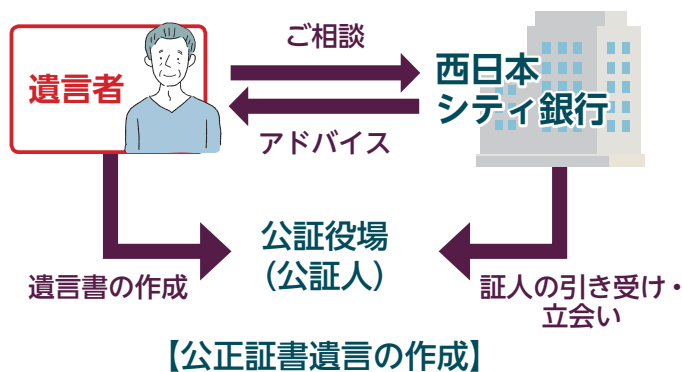
## 法定相続分と遺留分

相続人	法定相続分				遺留分			
	配偶者	1/2	子	1/2	配偶者	子		
配偶者と子	配偶者	1/2	子	1/2	配偶者	1/4	子	1/4
配偶者と父母	配偶者	2/3	父母	1/3	配偶者	1/3	父母	1/6
配偶者と兄弟姉妹	配偶者	3/4	兄弟姉妹	1/4	配偶者	1/2	兄弟姉妹	なし
配偶者のみ	全 部				1/2			
子のみ	全 部				1/2			
父母のみ	全 部				1/3			
兄弟姉妹のみ	全 部				なし			

子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ複数人いる場合は、上記法定相続分をその人数で按分します。

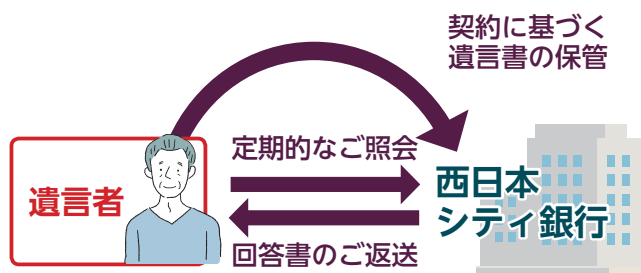
## NCB 遺言信託の概要

### 遺言書の作成



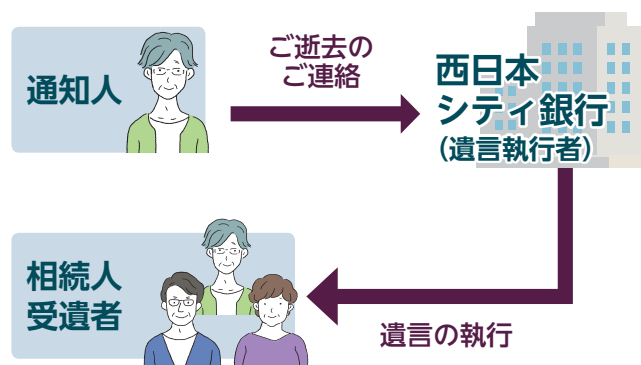
- ・事前のご相談
- ・遺言書作成のお手伝い
- ・公正証書遺言の作成

### 遺言書の保管と定期照会



- ・遺言書正本の保管
- ・遺言についての定期的なご照会

### 遺言の執行



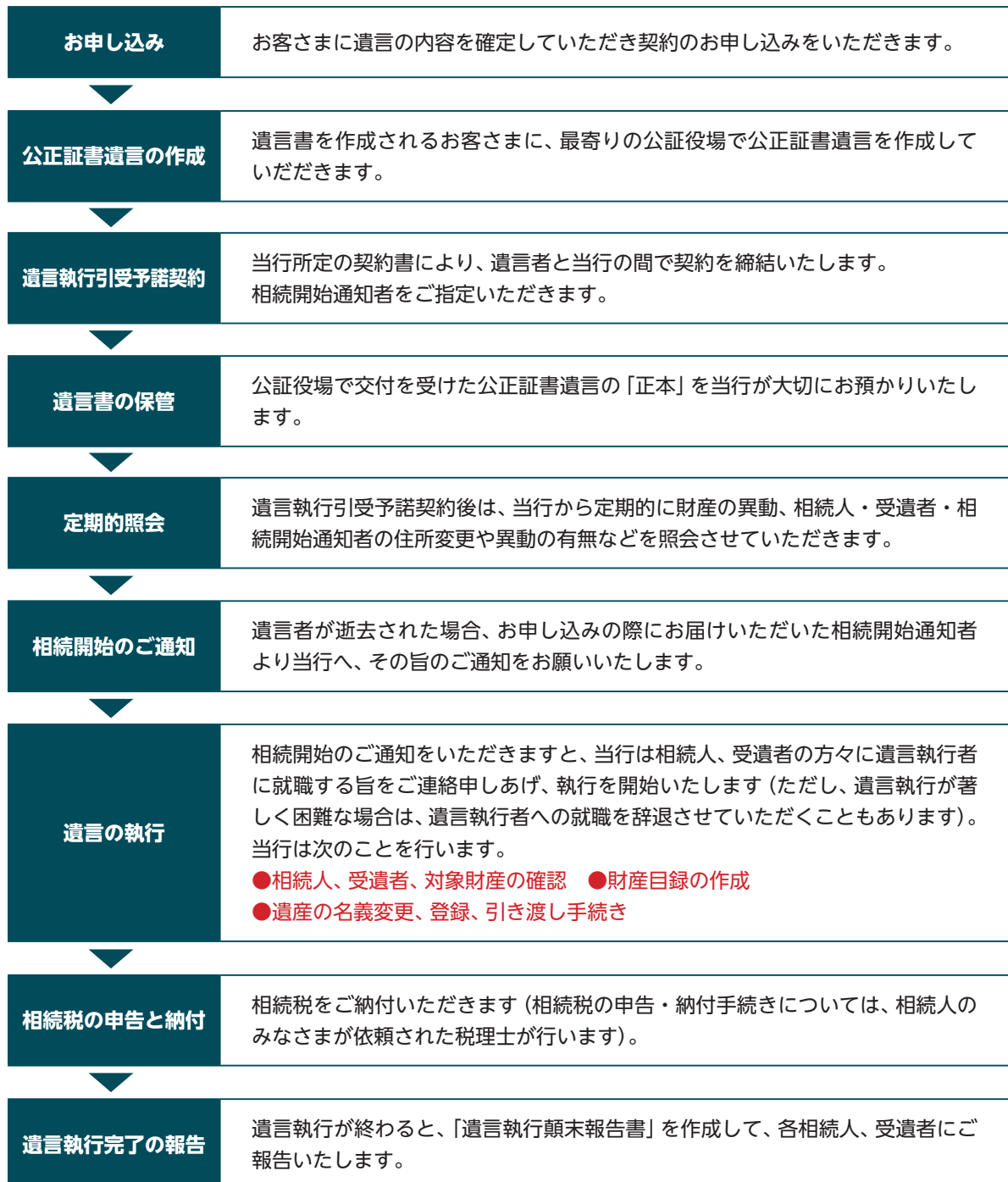
- ・ご逝去のご通知
- ・遺言書の開示と遺言執行者への就任
- ・遺産の調査・財産目録の作成・報告
- ・納税資金手当てのアドバイス
- ・遺産分割の実施
- ・遺言執行終了の報告



## NCB《遺言信託》のながれ

### 遺言執行引受承諾業務

財産に関する遺言書作成のご相談から保管、相続手続きの代行までお引き受けいたします。また、遺言執行者としてご意思を確実に実現します。





# NCB《遺言信託》の必要書類

## 1 遺言信託のお申し込みまでに必要な主な書類

### ●ご記入いただく書類

ご相談時	遺言信託／お客さまご相談シート（本人確認資料をご用意ください）
お申込時 （ご実印を押印ください）	当行制定の申込書

### ●ご用意いただく書類

遺言者に関するもの	改製原戸籍謄本、戸籍謄本（出生日以降すべて）、印鑑証明書
推定相続人に関するもの	戸籍謄本、戸籍の附票または本籍地記載のある住民票
受遺者に関するもの	住民票（法人の場合は登記事項証明書などの確認資料）
不動産に関するもの	不動産登記簿謄本（登記事項証明書）、固定資産評価証明書、名寄帳、所在地図、公図、不動産賃貸借契約書、その他不動産関係資料
その他の財産	預貯金・有価証券・火災保険証券、ゴルフ会員権などその他保有財産に関する資料

（別途、戸籍謄本の取得や相続登記など専門家の司法書士等へご依頼になる場合には、委任状等が必要となります）

## 2 ご契約時の主な書類（お申込時の上記書類の他）

### ●遺言執行引受承諾業務

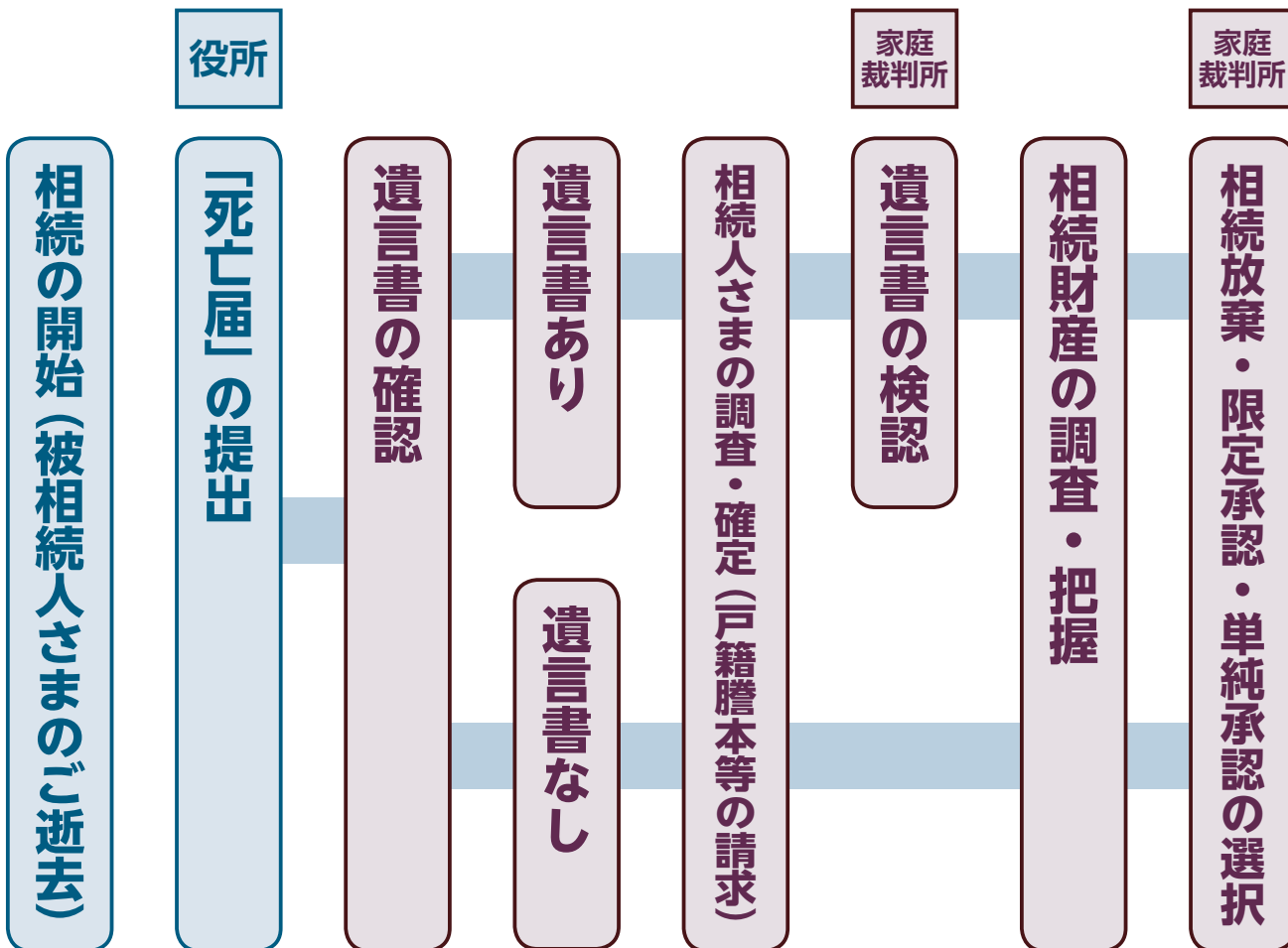
ご用意いただくもの	公正証書遺言正本
	印鑑証明書
主なご契約書類	遺言執行引受承諾に関する約定書
	相続開始通知者承諾書 （「相続開始通知者」の押印が必要となります）
その他	ご実印、銀行届出印鑑

（注）公証役場でお客さまが公正証書遺言を作成される場合、証人2名以上の立ち会いと別途印鑑証明書等の書類が必要となります。

# 相続手続きのながれ・スケジュール

7日以内

3か月以内



## 円満な相続手続きのポイント

### 死亡届の提出

市町村役場に死亡届を提出します。

### 相続人の確認

除籍謄本・改製原戸籍謄本などを調査のうえ、民法に基づき相続人を確定します。

### 相続財産の調査・把握

預貯金・有価証券・不動産・債務などを調査して財産目録を作成します。

### 相続の放棄・限定承認

期限内に家庭裁判所に申述する必要があります。債務や保証債務が多い場合は検討の必要があります。

4か月以内

10か月以内

税務署

被相続人さまの所得税の申告・納付(準確定申告)

遺産分割協議

成立

遺産分割協議書の作成

不成立

家庭裁判所の調停・審判

遺産分割手続

相続税の申告・納付

税務署

### 所得税の申告・納付

「年金と不動産所得」があった方などの場合は4か月以内に申告の必要があります。

### 遺産分割協議

遺言書がない場合は、相続人全員で遺産分割協議を行う必要があります。

### 相続財産の換金・名義変更

各金融機関などへの所定の手続きや、相続登記の法務局への申請により、換金・名義変更を行います。

### 相続税の申告・納付

10か月以内に申告・納付します。延納・物納を申請する場合があります。



## 遺言公正証書

本公証人は、遺言者〇〇〇〇の囑託により、証人△△△△及び証人□□□□の立会いをもって、遺言者の口述を筆記し、この証書を作成する。

## 記

## 第1条

遺言者は、相続開始時に有する次の財産を、遺言者の妻〇〇〇〇(昭和〇年〇月〇日生) にすべて相続させる。

## 1. 不動産

## (1) 土地

所在 〇〇市〇〇町〇丁目

地番 〇〇〇番

地目 宅地

地積 〇〇〇. 〇〇平方メートル

## (2) 建物

所在 〇〇市〇〇町〇丁目〇〇〇番地

家屋番号 〇〇〇番

種類 居宅

構造 〇〇〇〇

公証人役場

床面積 1階 ○○.○○平方メートル	1
2階 ○○.○○平方メートル	2
2. 金融資産	3
(1) 西日本シティ銀行○○支店	4
～ 中略 ～	5
第8条	6
遺言者は、この遺言の実現のために、遺言執行者として次の者を指定する。なお、遺言執行者は必要と認めたときは第三者にその任務を行わせることができる。	7
福岡市○○区○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	8
株式会社 西日本シティ銀行	9
本旨外要件	10
○○県○○市○○町○丁目○番○号	11
遺言者 ○○○○	12
昭和○○年○○月○○日生	13
上記は印鑑証明書の提出によりその人違いでないことを証明させた。	14
○○県○○市○○町○丁目○番○号	15
証人 △△△△	16
昭和○○年○○月○○日生	17
公証人役場	18

具体的に財産内容を明記することが将来の円滑な相続につながります。

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	1
証人 □□□□	2
昭和〇〇年〇〇月〇〇日生	3
前記遺言者および証人に読みきかせたところ各自筆記の正	4
確なことを承認し、下にそれぞれ署名捺印する。	5
〇〇 〇〇 印	6
△△ △△ 印	7
□□ □□ 印	8
この証書は民法第 969 条第 1 号ないし第 4 号の方式によ	9
り作成し、同条第 5 号にもとづき本職下に署名捺印する。	10
令和〇〇年〇〇月〇〇日	11
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	12
〇〇地方法務局所属	13
公証人 ○○○○ 印	14
(付言事項)	15
これからも家族で助け合い、皆が幸せに生活できるよう	16
見守っています。	17
～ 中 略 ～	18
本当にお世話になりました。ありがとう。	20

ご自身の意向を明確に  
記しておくことが  
円滑な相続のために重要です。

公証人役場





ココロがある。コタエがある。  
西日本シティ銀行

西日本シティ銀行ソーシャルメディア公式アカウント

 @ncbank\_official  @ncbankofficial